

第3章 風景づくりの基本的な考え方

3.1 計画の区域

市域の面積が県下で最も広い本市には、地形や風土、歴史、生活文化、生業、開発状況などから、地域ごとに多様で固有の「風景のものがたり」があります。それぞれの大切な景観を守り、育み、課題を改善しつつ新たな魅力と活力ある景観を造り出していくために、**市全域を景観計画区域**とします。

豊岡の風景は、地域環境を特徴づける大きな景観構成要素である山・海・川・田園などを基盤として、地形風土と折り合う集落の風景、歴史的町並み、近年の開発によって形成されてきた市街地、都市的な集住地など、異なる暮らしの風景から構成されています。そのため、現在の土地利用計画との整合を図り、山・海・川の自然地、田園、集落などからなる区域を「**やま・うみ・さとの区域**」とし、用途地域が指定されている区域や指定等が検討されている区域および住宅が立ち並び歴史的な景観を有している区域を「**まちな区域**」とします。

また、景観上特に重要な地区である出石城下町地区、城崎温泉地区及び江原駅東地区を「**景観形成重点地区**」に指定し、今後も新たな地区を指定することを検討します。

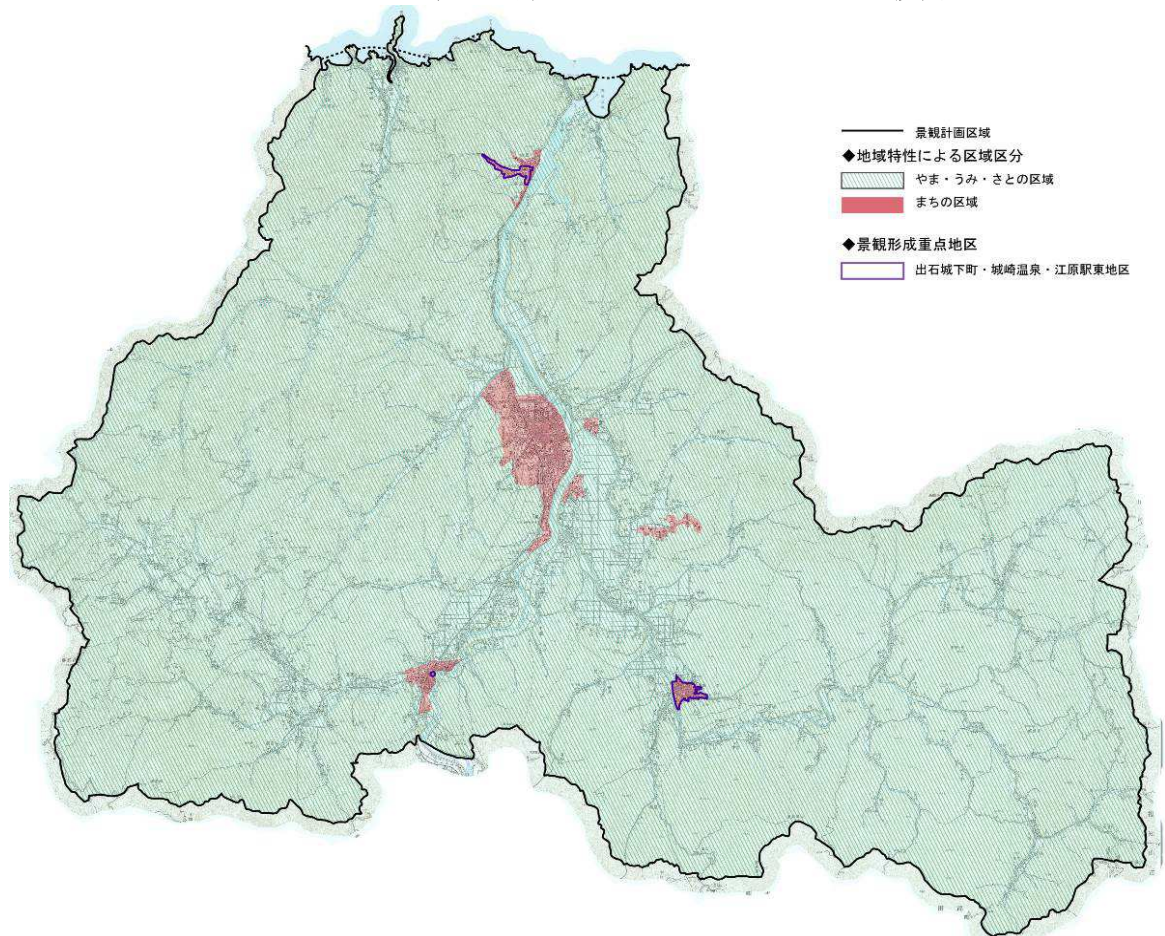


図 3.1 景観計画区域図

3.2 風景づくりの基本理念

特徴ある地形風土と四季折々の豊かな自然に恵まれ、そこでの人々の暮らしや生業が地域固有の多様な暮らしの景観をつくり育んできました。

この地域固有の景観の価値を市民一人ひとりがみんなの大切な財産として認識し、「豊岡、風景のものがたり」として次世代に継承するために基本理念を定めます。

基本理念

**私たちは、人とコウノトリが共に暮らせる
「豊岡らしい風景」を守り育てます！**

3.3 風景づくり（景観形成）の方針

風景づくりの基本理念における「コウノトリ」は、豊岡の豊かな自然と共生する暮らしを象徴するものであり、この自然と共生する暮らしの文化と地域の歴史が「豊岡らしい風景」を生み出しています。豊岡を特徴づける地域ごとに多様で固有の「風景のものがたり」について、よく知り、広く伝え、「豊岡らしい風景」を守り、育み、創っていくために、豊岡の風景づくり（景観形成）の方針を定めます。

風景づくりの方針は、建築物を建てたり、開発したり、土地を改変したりしようとするときに、考えるべき基本を示すものであり、方針は、第2章で語る多様な地域の風景の成り立ち（風景のものがたり）に共通する豊岡らしい特性をまとめたものです。方針の意味や具体的な風景のあり方は、第2章と合わせて確認することができます。

風景づくりの方針は、風景づくりの基準の意味を理解するときの手がかりでもあり、また、それぞれの地域の風景の成り立ちと基準の理解をつなぐ役割を担います。例えば「周辺に調和」という基準について、周辺とは何か、調和とは何かを知るためには、この方針を手がかりとして第2章に示す風景の成り立ちを参照することから、風景づくりが始まります。

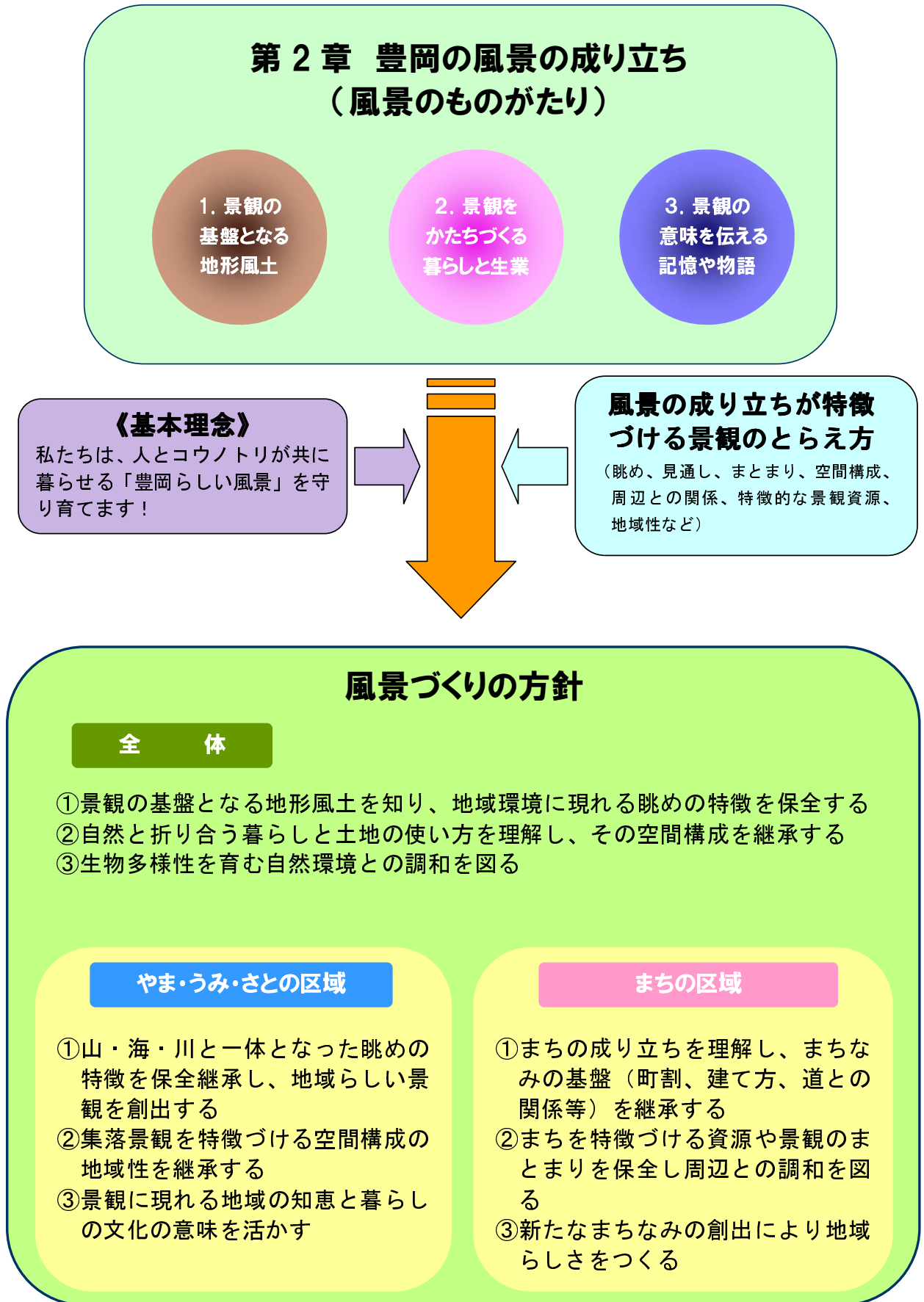


図 3.2 「風景の成り立ち」から「風景づくりの方針」へ

1 風景づくりの共通方針

1) 景観の基盤となる地形風土を知り、地域環境に現れる眺めの特徴を保全する

- 豊岡盆地の外縁部では、平地の広がりとは急勾配で立ち上がる山々の裾野とのつながりに配慮します。
- 但馬富士など生活風景の中でシンボルとなっている山への眺めを阻害しないようにします。
- 盆地から眺めると手前から奥へ色合いが淡くなる奥行き感のある山並みの眺めを大切にし、その山々の稜線の連なりを切らないように配慮します。
- 新緑や紅葉、積雪など季節ごとに変化する山並みの眺めとの調和を図ります。
- 地形の複雑さにより発生する霧、雪や雨により現れる豊岡特有の景観と調和する建築物等の形態意匠とします。

2) 自然と折り合う暮らしと土地の使い方を理解し、その空間構成を継承する

- 水の使い方による耕作地と集落の位置関係や地形に沿った配置および距離感を理解し、その空間構成になじむようにします。
- 円山川や竹野川の谷筋では、斜面地の棚田や段々畑と集落の位置や河川との関係の意味を維持していきます。
- 海岸線が複雑に入り組んだ入り江や沿岸部では、地形と一体となった集落空間のバランスを維持します。
- 円山川沿いの堤防越しに見える屋根並みなど、地形や自然と折り合う景観の構成要素相互の関係に見られる特徴に配慮します。

3) 生物多様性を育む自然環境との調和を図る

- コウノトリ野生復帰に向けて放鳥が進められている地域として、コウノトリが悠然と舞う「空」の広がりを守ります。
- 田園や湿地では、様々な動植物が共生する生態系を維持するとともに、安全安心な農作物を育む営農環境、これらの根幹となる水環境を保全するため、埋立てなど土地の形質の変更は必要最小限とします。
- 山地・樹林地は、樹木の生育環境に配慮しながらできるだけ保全し、人工林については計画的な伐採と植林等を行い、豊かな森林景観の維持を図るものとします。また、できるだけ在来種を用いた植栽を行い、地域固有の植生に十分配慮します。

2 やま・うみ・さとの区域の方針

1) 山・海・川と一体となった眺めの特徴を保全継承し、地域らしい景観を創出する

- 「やま・さと」では、後背の山々と田園の「つながり」を意識し、空間の一体性に配慮します。
- 「うみ」では、視界が広がる海への眺め、船から見る特徴的な地形や山々の眺め、湾の対岸からの集落の家並みの眺めなど、「うみ」の地域に固有の眺めを保全継承

します。

- 竹野浜や気比の浜、白砂青松の砂浜のほか、はさかり岩などの奇岩、洞窟、洞門、玄武洞や溶岩台地の神鍋山、稲葉川など山陰海岸ジオパークの構成要素を独特の景観資源として保全し、こうした自然環境との調和を図ります。

2) 集落景観を特徴づける空間構成の地域性を継承する

- 集落景観のまとまりを形成する里山、農地、河川、集落（居住域）といった土地利用の構成を継承します。
- 集落内の道や水路や家屋の配置、敷地内の樹木や空地、生垣や石積みなど、風土と生業の関係において築かれてきた空間構成のしぐみを今後も継承します。
- 農業や漁業などの生業がつくる景観に見られる集落景観を特徴づける集落のボリュームやかたち、配置に配慮します。
- 社寺の屋根や柱の木など、集落内の目印（ランドマーク）への眺めに配慮します。

3) 景観に現れる地域の知恵と暮らしの文化の意味を活かす

- 長く受け継がれてきた伝統や生活文化が生み出す景観の特徴を見出すとともに、氾濫を繰り返す河川との共生の知恵である石積みや洗い場など景観に現れる人の暮らしと風土との関わりから生まれた地域の知恵を継承し、新たなデザインに活かしていきます。
- 地域で産出される石材や土、木材など地域固有の材料が生み出す地域の色合いや、地域の建て方の特徴や様式による景観のまとまりを活かし継承していきます。

3 まちの区域の方針

1) まちの成り立ちを理解し、まちなみの基盤(町割・建て方・道との関係等)を継承する

- まちの景観の歴史性を特徴づける町割、建築物、生業等を継承することにより歴史的まちなみの保全を図ると共に、ふつうの市街地での新たな建築物等においても地域の景観をかたちづくる歴史的なまちなみの基盤の継承に配慮します。
- 変化を続ける中心市街地などのまちの景観形成においても、継承されている宅地割や建物配置の特徴を理解し、まちなみのまとまりに配慮したデザインとします。
- まちに特徴的な建て方、敷地際の構成、規模、色合い、隣接建物の相互関係など、生業や生活文化の伝統によって形成されてきた景観の特性や趣に配慮し、地域性の継承を図ります。

2) まちを特徴づける資源や景観のまとまりを保全し周辺との調和を図る

- 文化財的建造物だけでなく、城崎の木造3階建てや豊岡の復興建築など、まちを特徴づける景観資源をできるだけ保全継承し、こうした景観資源と調和する景観形成を図ります。
- 山並みを背景とした市街地の景観のまとまり、スカイラインや軒線が緩やかに連続する景観のまとまりなど、こうしたまちの景観の一体性や連続性と調和するデザイ

ンとなるよう配慮します。

- 住宅地などでは、庭木や緑が生み出す景観のまとまりを創出するために、敷地内での花植えや緑化による潤いある環境形成をめざします。

3) 新たなまちなみの創出により地域らしさをつくる

- 計画的な開発や小さな住宅開発などにより新たなまちなみを創出するときにも、地域の風土と折り合う暮らしの知恵や背景となる山並みや空との関係など豊岡の地域性を理解し、そのうえで新たな魅力を生み出すデザインをめざします
- 豊岡の気候風土に合った質の高い建築、周辺環境と調和する配置や規模のデザインとすることにより、新たな豊岡らしさを創出する持続可能な開発となるようにします。
- 幹線道路や商業地などでは、背景の緑の山並みやのびやかな田園風景と調和のとれた建築や開発とすることで豊岡らしさの創出を図ります。

3.4 風景づくりの基準（行為の制限に関する事項）

1 届出の必要な行為

良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される建築物、工作物、開発行為等を、景観法第16条第1項に基づく届出の必要な行為として、以下のように定めます。

表 3.1 届出対象行為と規模

届出対象行為	やま・うみ・さとの区域	まちの区域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが12mを超え、又は建築面積が300㎡を超えるもの	高さが15mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ（当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合は、その高さとの合計）が12mを超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が500㎡を超えるもの	高さ（当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合は、その高さとの合計）が15mを超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの
開発行為（都市計画法第4条第12項）	行為地の面積が500㎡以上	行為地の面積が500㎡以上
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為地の面積が500㎡以上	行為地の面積が500㎡以上
木竹の伐採	行為地の面積が500㎡以上	行為地の面積が500㎡以上
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為地の面積が500㎡以上	行為地の面積が500㎡以上
水面の埋立て	行為地の面積が500㎡以上	行為地の面積が500㎡以上

2 景観形成基準

1) 建築物、工作物の景観形成基準

①やま・うみ・さとの区域

表 3.2 やま・うみ・さとの区域の景観形成基準

建築物	工作物	事項	景観形成基準
○	○	規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 背景となる山並みの稜線を分断することなく、集落など周辺の建築物群から突出しない規模とし、集落景観のまとまりを保全する。 ● 分棟や分節等により圧迫感を与えない形態とし、周辺景観と調和する規模とする。 ● 海や海岸線、山並みへの眺望を遮らない高さ・形態とする。
○	○	配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 田園地域の風景の広がりを損なわない配置とする。 ● 建物配置に連続性や特徴があるところでは、その特徴を損なわないようにする。 ● 円山川、出石川、竹野川沿いでは、堤防敷に近接した配置を避け、開放的な河川景観となるようにする。 ● 敷地境界からセットバックする等、道や隣接地など周辺に対してゆとりのある配置規模となるように努める。 ● 山並みの稜線上や海岸沿いの配置を避け、眺めを阻害しないようにする。
○	—	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として勾配屋根とし、周辺と調和した形態・意匠とする。 ● 塔屋を設ける場合は、建築物と一体的に計画し、突出を避け周辺景観に溶け込むようにする。 ● 和瓦など周辺と調和した落ち着いた色調とし、基調となる色彩の範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 色相がR(赤)系、YR(橙)系、Y(黄)系は彩度4以下とする。 (2) その他の色相は彩度2以下とする。 ※景観形成重点地区については、別途地区基準によるものとする。
○	○	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺景観に調和した意匠とする。 ● 地域の伝統的建築様式に配慮した壁面意匠に努める。 ● 長大な無窓の壁面など、単調な壁面をつくらない。 ● 基調となる色は、けばけばしくせず集落や周囲の自然と調和した落ち着いた色調とし、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、自然素材を使用する場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 色相がR(赤)系又はYR(橙)系は彩度5以下とする。 (2) 色相がY(黄)系は彩度4以下とする。 (3) その他の色相は彩度2以下とする。 ※景観形成重点地区については、別途地区基準によるものとする。 ● 航空法その他の法令により、許可等を受けて設置する工作物については適用しない。

建築物	工作物	事項	景観形成基準
○	○	形態・意匠	材 料 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域性に配慮し、伝統的材料や地域で使われている材料、またはそれらに類する材料を使用するよう努める。 ● 周辺になじみ、経年変化により見苦しくならない材料を使用するよう努める。 ● 金属やガラス等の反射や光沢性のある材料を大きな面積で使用しない。やむを得ず用いる場合は、周辺景観との調和に十分配慮する。
○	—		建築設備 <ul style="list-style-type: none"> ● 空調設備・ダクト管などは通り面に露出させないように設置する。やむを得ず設備が通り面に露出する場合は、壁面と同色の仕上げをする、植栽などにより見えないよう修景する等により、通りからの見え方に配慮する。 ● ベランダ、屋外階段等を設置する場合は、建築物本体と調和した意匠、色彩及び外壁仕上げとなるよう配慮する。
○	—		屋上設備 <ul style="list-style-type: none"> ● 屋上設備の設置は、最小限にする。 ● 屋上設備を設置する場合は、壁面を立ち上げたり、建物に取り込んだり、屋根状に見える意匠の工夫によって適切な覆い措置を講ずる。
○	—	その他	外 構 <ul style="list-style-type: none"> ● 塀や柵を設置する場合は、できるだけ自然素材を用いて建物と調和したデザインとする。 ● 駐車場には生垣など周囲に植栽をする。 ● 集落を特徴づける石垣・植栽・門構えなどの意匠・材料を継承するよう配慮する。
○	○		植 栽 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域環境に適した樹種や植栽により敷地内の緑化に努め、ゆとりある景観の創出を図る。 ● 既存の樹木はできるだけ伐採せず保全活用する。やむを得ず伐採する場合は最小限にとどめる。
○	○		擁壁など <ul style="list-style-type: none"> ● できる限りコンクリートを避け、石などの自然・伝統的材料を使用する。やむを得ずコンクリート擁壁とする場合は植栽を併用するなど周辺景観に溶け込ませる。

②まちの区域

表 3.3 まちの区域の景観形成基準

建築物	工 作 物	事 項	景 観 形 成 基 準
○	○	規 模	<ul style="list-style-type: none"> ● 円山川・出石川の堤防上から見て、背景の山並みを分断したり、山への眺めを遮蔽しない高さおよび規模とする。 ● 分棟や分節等により周辺の建築物群から突出しない規模となるように配慮し、ゆとりのある配置規模となるように努める。
○	○	配 置	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地境界からのセットバック等により、道や隣接地など周辺に対して圧迫感を与えないよう配慮し、周辺と調和させる。 ● 円山川、出石川沿いでは、できるだけ河川境界から離れた配置とし、河川景観の開放性に配慮する。 ● 建物壁面が揃って建ち並ぶところでは、その連続性や特徴の維持に努める。
○	—	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> ● 塔屋を設ける場合は、建築物と一体的に計画し、突出を避け周辺景観と調和させる。 ● 周辺と調和した落ち着いた色調とし、基調となる色彩の範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 色相がR(赤)系、YR(橙)系、Y(黄)系は彩度4以下とする。 (2) その他の色相は彩度2以下とする。 <p>※景観形成重点地区については、別途地区基準によるものとする。</p>
○	○	外 壁	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺景観に調和した意匠とする。特に、建築物の壁面位置が揃っているところでは、それを損なわないようにし、外壁面が後退するときには見えがかりの連続性のある意匠などの配慮をする。 ● 長大な無窓の壁面など、単調な壁面をつくらない。 ● 中景、遠景にも現れる位置規模の場合は、通り面以外の外壁面の意匠にも配慮する。 ● 周辺の景観と調和した落ち着いた色調とし、マンセル色票系において次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 色相がR(赤)系、YR(橙)系は彩度6以下とする。 (2) 色相がY(黄)系は彩度4以下とする。 (3) その他の色相は彩度2以下とする。 <p>※景観形成重点地区については、別途地区基準によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商業地や幹線道路沿いでは、まちの賑わいや活力が感じられ、秩序あるまちなみとなるような形態意匠とする。
○	○	材 料	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺になじみ、経年変化により見苦しくならない材料を使用するよう努める。 ● 地域性に配慮し、住宅市街地では伝統的材料や地域で使われている材料、またはそれらに類する材料を使用するよう努める。 ● 住宅市街地およびその周辺では、金属やガラス等の反射や光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に配慮する。

建築物	工 作 物	事 項		景 観 形 成 基 準
○	—	形 態 ・ 意 匠	建 築 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ● 空調設備・ダクト管などは通り面に露出させないように設置する。やむを得ず設備が通り面に露出する場合は、壁面と同色の仕上げをする、植栽などにより見えないよう修景する等により、通りからの見え方に配慮する。 ● ベランダ、屋外階段等を設置する場合は、建築物本体と調和した意匠、色彩及び外壁仕上げとする。
○	—		屋 上 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋上設備の設置は、最小限にする。 ● 屋上設備を設置する場合は、壁面を立ち上げたり、建物に取り込んだり、屋根状に見える意匠の工夫によって適切な覆い措置を講ずる。
○	○	そ の 他	外 構	<ul style="list-style-type: none"> ● 閉鎖的な塀や柵を避け、植栽を併用したり、できるだけ自然素材を用いて、周辺と調和したデザインとする。 ● 駐車場やエントランスへのアプローチの配置は植栽や建物配置と一体的に計画し、周辺との連続性や調和に配慮する。
○	○		植 栽	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の樹木はできるだけ伐採せず保全活用する。 ● 敷地内の緑化に努め、また敷地内の駐車場が見えないよう緑による修景を行い、潤いのある景観を創出する。 ● 農地や自然地などと隣接するときには、敷地際での植栽を積極的に行い、境界が目立たないように工夫する。
○	○		擁 壁 な ど	<ul style="list-style-type: none"> ● 石積みや地域の伝統的材料をつかった擁壁、これらに類する仕上げの工夫をしたコンクリート擁壁、または植栽のある擁壁など、威圧感の軽減と周辺との調和に配慮する。

2) 開発行為等の景観形成基準

表 3.4 市内全域共通の景観形成基準

項目	事項	景観形成基準
開発行為 (都市計画法第4条 第12項)	規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為の範囲は必要最小限とし、周辺の景観に調和させる。 ● コンクリート擁壁などによる造成は避け、石等の自然材料を用い、田園景観などに溶け込むよう周囲との調和を図る。やむを得ずコンクリート擁壁とする場合は、植栽を併用するなどして単調とならない修景に努める。
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ● 法面の緑化を行なう。ただし、地質等により緑化が困難な場合はこの限りでない。 ● 宅地分譲に係る開発行為にあつては、一定の緑地が宅地内に確保できる宅地の規模や形状とする。 ● その他の開発行為については、敷地の周囲に緑地を設け、建築物と樹木とが一体となるようにする。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為の範囲は必要最小限とし、周辺の景観に調和させる。 ● コンクリート擁壁などによる造成は避け、石等の自然材料を用い、田園景観などに溶け込むよう周囲との調和を図る。やむを得ずコンクリート擁壁とする場合は、植栽を併用するなどの修景に努める。 ● 土石の採取、鉱物の掘採は、周辺から目立ちにくいよう方法を工夫する。
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為完了後は原則として緑化を行うこと。ただし、地質等により緑化が困難な場合はこの限りでない。
その他の土地の形質の変更	規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為の範囲は必要最小限とし、周辺の景観に調和させる。 ● コンクリート擁壁などによる造成は避け、石等の自然材料を用い、田園景観などに溶け込ませる。やむを得ずコンクリート擁壁とする場合は、植栽を併用するなどの修景に努める。
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ● 法面の緑化を行なう。ただし、地質等により緑化が困難な場合はこの限りでない。
木竹の伐採	規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 伐採は必要最小限とする。 ● 計画地の中に優れた樹木や樹林がある場合は、できる限り保全し修景に活用する。
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の植生にあった植栽に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 物件の堆積は整然と行い、周辺の景観に配慮した高さ・規模とする。
	植栽等	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地外からの出入り口は限定し、敷地周囲の植樹や遮蔽工作物を設置するなど、堆積物件が見えにくくなるよう措置を講じる。
水面の埋立て	規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為の範囲は、必要最小限とする。 ● 護岸は生物の生息環境や自然景観に配慮したものとする。
	植栽等	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為の完了後は、環境に考慮し、植栽等必要な措置を講じる。

3.5 景観形成重点地区（行為の制限に関する事項）

1 景観形成重点地区の指定方針

本市には、城下町の町並み等特徴的な景観を有している地区や住民自らが積極的にまちなみ景観などの保全や創造に取り組んでいる地区があります。

このため、特に豊岡らしい特徴的な景観や開発等が想定され、計画的なまちづくりを行なう必要がある地区を対象に、住民等の合意のもとで良好な景観の形成に重点的に取り組む地区を『景観形成重点地区』として指定します。

上記の指定方針を踏まえ「出石城下町地区」「城崎温泉地区」「江原駅東地区」を『景観形成重点地区』として指定し、今後も更なる地区の指定を検討します。

景観計画区域（全市域）

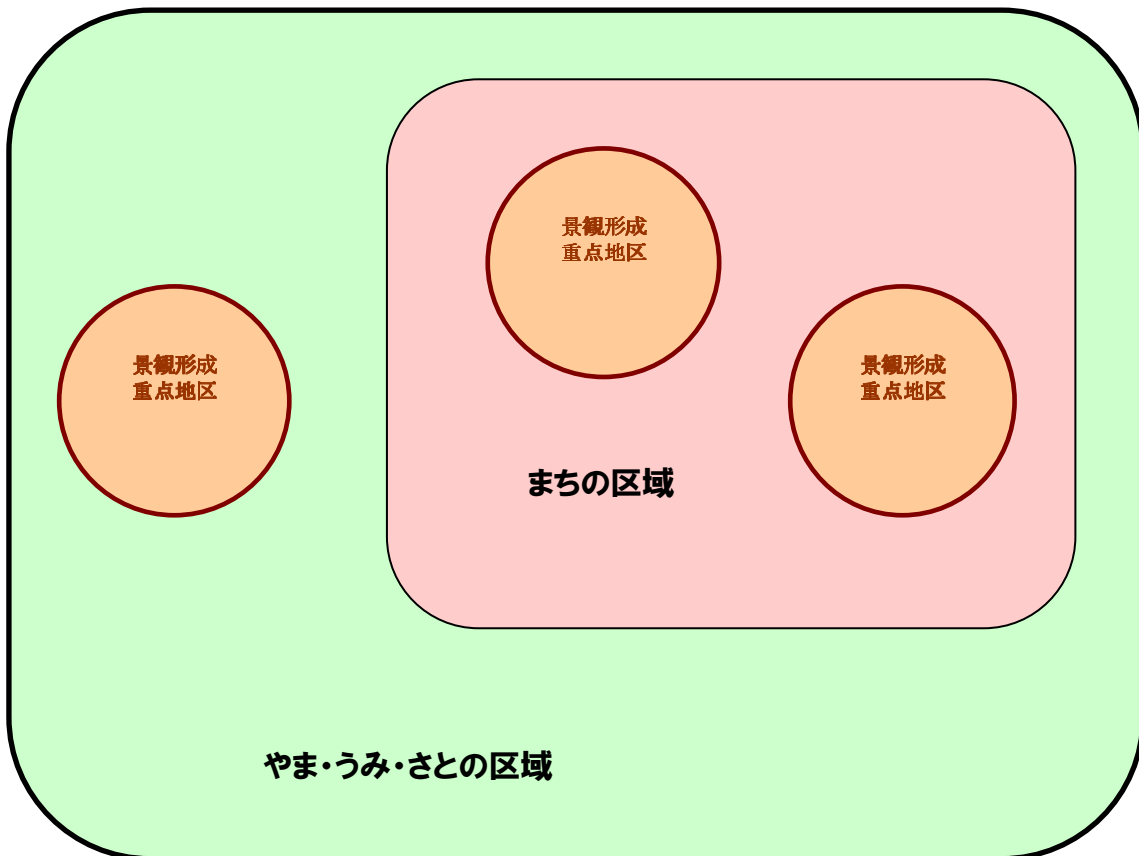


図 3.3 景観形成重点地区の位置付け

2 景観形成重点地区の届出の必要な行為

景観形成重点地区では、小規模な行為も景観に大きな影響を与えるため、行為の規模に関係なく原則すべての行為を、届出の必要な行為として以下のように定めます。

表 3.5 景観形成重点地区の届出対象行為

届出対象行為	出石城下町	城崎温泉	江原駅東
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為		
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為		
開発行為(都市計画法第4条第12項)	全ての行為		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為		
木竹の伐採	全ての行為		
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	全ての行為		
水面の埋立て	全ての行為		

3 景観形成の方針と景観形成基準

『景観形成重点地区』では、以下に示す地区の景観形成の方針に基づき、全市域の基準である「やま・うみ・さとの区域」及び「まちの区域」の基準に加えて、よりきめ細やかな基準や地区独自の景観形成基準を定め、地区の特性に応じた景観づくりに取り組むこととします。

1) 出石城下町景観形成重点地区

本地区では、中央に位置する重要伝統的建造物群保存地区を中心として、江戸時代からの町割りや通りの形状を壊さず、城下町として歴史的な町並みを保全します。建築物や工作物は、壁面の位置や高さなどを揃えて町並みの連続性を保つと共に、出石城下町に適合する形態意匠や色彩、素材等とし、案内板や広告物を設置する場合は、周囲の町並みと調和した大きさやデザイン、色彩等とします。また、出石城跡や有子山などから眺める城下町の和瓦の家並みや通りの景観を保全するため、屋根材は和瓦とし設備の設置においては十分な配慮を行います。

① 出石城下町景観形成重点地区の区域

出石城下町景観形成重点地区の区域は、これまでの県の取り組みを踏まえ、次の図の区域とします。

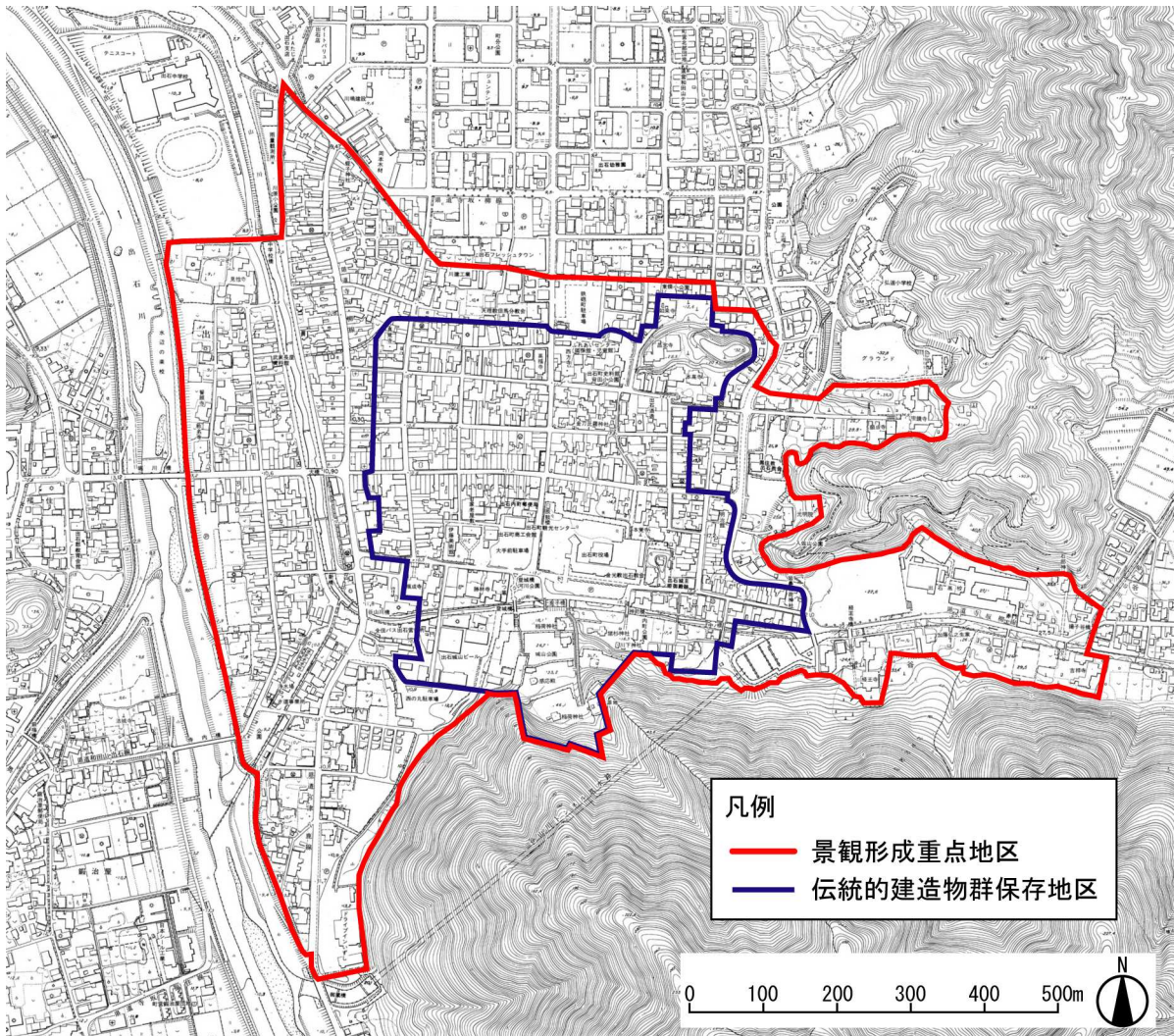


図 3.4 出石城下町景観形成重点地区の区域

②出石城下町景観形成重点地区の景観形成基準

表 3.6 出石城下町景観形成重点地区の景観形成基準

建築物	工作物	事項	景観形成基準
○	○	規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さは12m以下とする。 ● 通りに面する建物は2階建てを原則とし、3階建て以下とする。 ● 3階建てとする場合は、通りから望見できないように3階部分の壁面を後退させるよう努める。 ● 出石城跡や有子山など周囲の山から見て、和瓦の家並みや通りなど城下町の町並みを損なわないこと。
○	○	配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 通りに面する壁面の位置は、隣接する家屋の壁面に揃える。 ● 駐車スペース等を確保するためやむを得ず家屋を後退させる場合は、塀、門の設置等により、町並みの連続感を損なわないように努める。
○	—	屋根及び庇	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋根形状は勾配屋根とし、その勾配は周囲の家屋と近似したものとする。 ● 通りに面する家屋においては、平入りの勾配屋根とし、一階には周囲の家屋に近似した高さに庇を設ける。 ● 屋根及び庇は、黒又は灰色とする。
○	○	外壁及び建具	<ul style="list-style-type: none"> ● 壁面及び窓、格子等の建具の意匠については、伝統的様式を基本とし、町並みの連続感を損なわないようにする。 ● 通りに面する壁の色は、出石の町並みの基調色である赤土色・鳥の子色・白色とする。色調の範囲はマンセル色票系において、色相が5 Y R (橙) 系～5 Y (黄) 系とし、彩度は6以下とする。ただし、自然素材を使用する場合はこの限りでない。
○	○	材 料	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋根及び庇は和瓦葺とする。やむを得ず他の材料を使用する場合も色彩に配慮する。 ● 通りに面する壁の仕上げ材は周囲の町並みと調和した落ちついた材質感のものを使用する。
○	—	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 空調設備等は、建築物と一体化させ、通りから見えにくいように設置する。やむを得ず壁面に設置する場合は、木製の囲いや壁面と同色の仕上げを施すなどの措置を講ずる。
○	○	その他付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように設置する。やむを得ず突出して設置する場合は、町並み景観に配慮した意匠、材料で囲いや覆いを設けるなどの修景に努める。 ● 自動販売機の基調となる色彩は、けばけばしくないものとし、企業名、商品名等の広告面を極力控えるなど、町並み景観との調和に配慮する。 ● 屋上広告物は設置せず、建築物に付帯して設置する屋外広告物は、必要最小限の表示面積及び数とし、城下町としての町並みに調和した意匠、形状、色彩等とする。
○	○	その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 通りに面して設置する垣又は柵は、板塀、漆喰塀等周囲の町並みと調和したものとする。

2) 城崎温泉景観形成重点地区

本地区では、7つの外湯を中心にして、駅通り・北柳通り・南柳通り・湯の里通り・木屋町通り・上通り・文芸館通りの7つの通り毎の特徴を活かした町並み景観を形成します。建築物は、黒や灰色の和瓦や銅板等を使った平入り勾配屋根で、木造2階建てまたは3階建てとし、「和」の風情を醸し出すことを基本とします。四季折々に変化する周辺の山並みや大谿川、柳や桜の並木、石橋群など一体となる町並みを形成し、町中に浴衣姿の温泉客が散策し、外湯めぐりや買い物などを楽しむ歴史と文化を感じさせる温泉情緒溢れる景観を創造します。

また、案内板や広告物を設置する場合は、周囲の町並みと調和した大きさやデザイン、色彩等とします。

①城崎温泉景観形成重点地区の区域

城崎温泉景観形成重点地区の区域は、これまでの県の取り組みを踏まえ、次の図の区域とします。

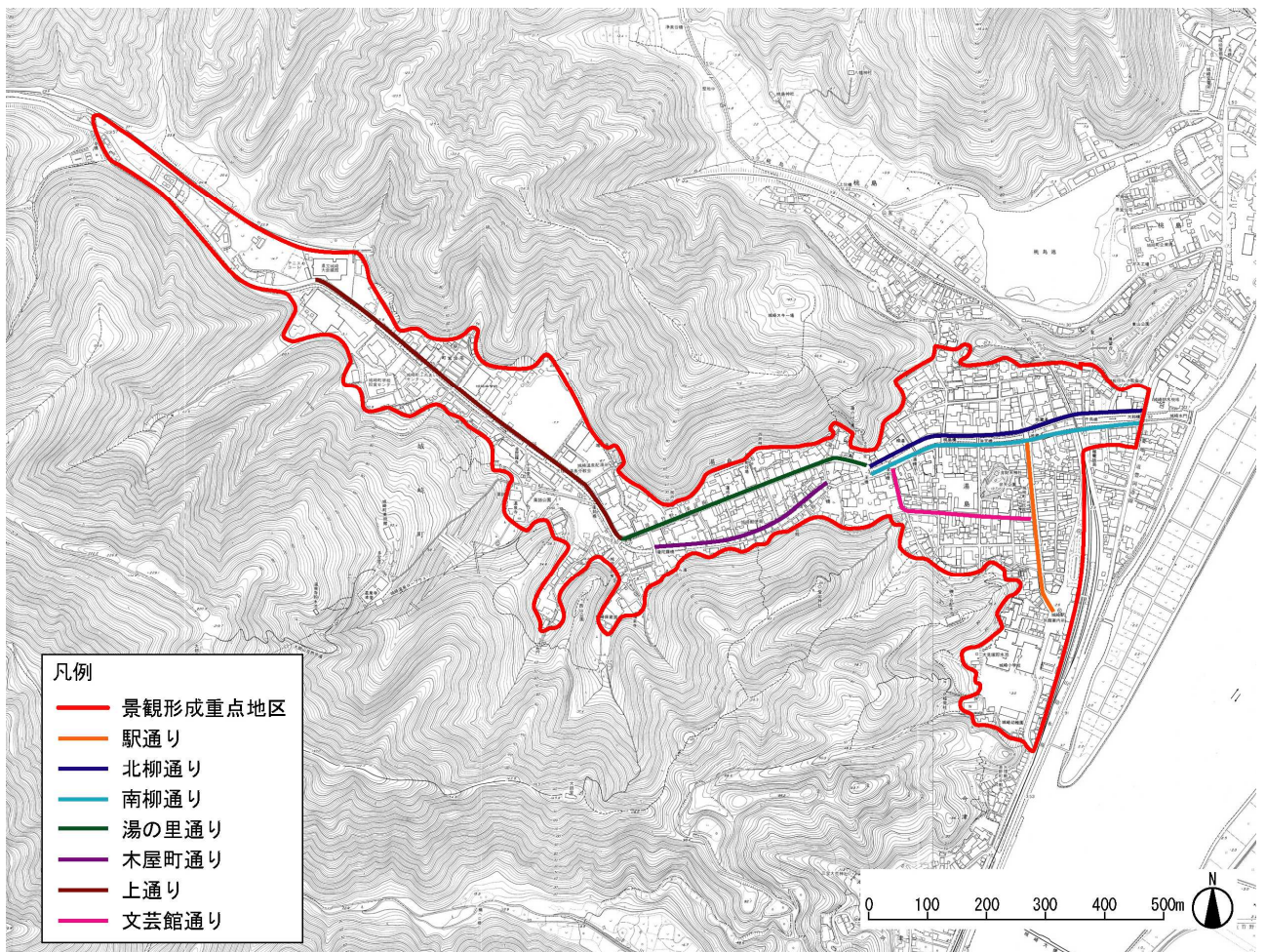


図 3.5 城崎温泉景観形成重点地区の区域

②城崎温泉景観形成重点地区の景観形成基準

表 3.7 城崎温泉景観形成重点地区の景観形成基準

建築物	工作物	事項	景観形成基準
○	○	規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さは18m以下とし、山の緑が見えるように配慮する。 ● 駅通りでは、階数を3階又は2階とする。やむを得ず4階以上とする場合は、4階以上の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。 ● 北柳通り、南柳通り、湯の里通り、木屋町通りでは、階数を3階又は2階とする。 ● 大師山から見て、社寺等の歴史的ランドマークや川などの自然的要素を遮らないよう努めるとともに背景となる山容との調和に配慮する。
○	○	配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅通り、北柳通り、南柳通りでは、壁面の位置は隣接する家屋の壁面に揃え、町並みの連続性に配慮する。 ● 湯の里通りでは、人が集まる所は1階壁面を後退させ、ふれあいともてなしの空間を確保する。通りに面する壁面の位置は、隣接する家屋の壁面に揃える。
○	—	屋根及び庇	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋根形状は、原則勾配屋根とする。 ● 駅通り、北柳通り、南柳通り、湯の里通りでは、屋根は通りに面して平入りの勾配屋根とし、屋並みの連続性に配慮する。 ● 黒色若しくは灰色とする。
○	○	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ● 木の材質を感じさせる意匠とする。 ● 基調となる色は、町並みと調和した日本古来の色調とし、周辺との色調の連続性等に配慮する。 ● 通りに面する壁の色調の範囲は、マンセル色票系において色相がY R（橙）系又はY（黄）系とし、彩度は4以下とする。ただし、自然素材を使用する場合はこの限りでない。 ● 同一色相の補助色を組み合わせるよう努める。
○	○	材料	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋根及び庇は和瓦葺とする。やむを得ず他の材料を使用する場合も色彩に配慮する。 ● 通りに面する壁の仕上げ材は周囲の町並みと調和した落ちついた材質感のものを使用する。
○	—	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 空調設備等は、建築物と一体化させ、通りから見えにくいように設置する。やむを得ず壁面に設置する場合は、木製の囲いや壁面と同色の仕上げを施すなどの措置を講ずる。 ● 主要な通りでシャッターを設置する場合は、木の材質を感じさせる意匠に努める。
○	○	その他付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように設置する。やむを得ず突出して設置する場合は、町並み景観に配慮した意匠、材料で囲いや覆いを設けるなどの修景に努める。 ● 自動販売機の基調となる色彩は、けばけばしくないものとし、企業名、商品名等の広告面を極力控えるなど、町並み景観との調和に配慮する。 ● 屋上広告物は設置せず、建築物に付帯して設置する屋外広告物は、必要最小限の表示面積及び数とし、町並みと調和した意匠、形状、色彩等とする。 ● 駅通り、北柳通り、南柳通り、湯の里通り、木屋町通り、上通り、文芸館通りでは、突出広告物は設置しない。やむを得ず設置する場合は、できるだけ小さくする。

建築物	工作物	事項	景観形成基準
○	○	その他	● 通りに面して設置する垣又は柵は、板塀、漆喰塀等周囲の町並みと調和したものとする。
○	○		● 木屋町通り、上通りでは、積極的に植栽を施し、修景を図る。
○	—		● 町並みに調和した意匠及び色彩とする。

3) 江原駅東景観形成重点地区

本地区では、神鍋高原の玄関口として高原リゾート地風のイメージのまちなみとし、敷地内や公共空間などに緑化を行い、賑わいと潤いのある景観を形成します。建築物等は、外壁を道路から後退させ、形態意匠を統一した2階建てから4階建ての建物とします。

また、案内板や広告物を設置する場合は、まちなみと調和した大きさやデザインや色彩等とします。

① 江原駅東景観形成重点地区の区域

江原駅東景観形成重点地区の区域は、これまでの市の取り組みを踏まえ、次の図の区域とします。

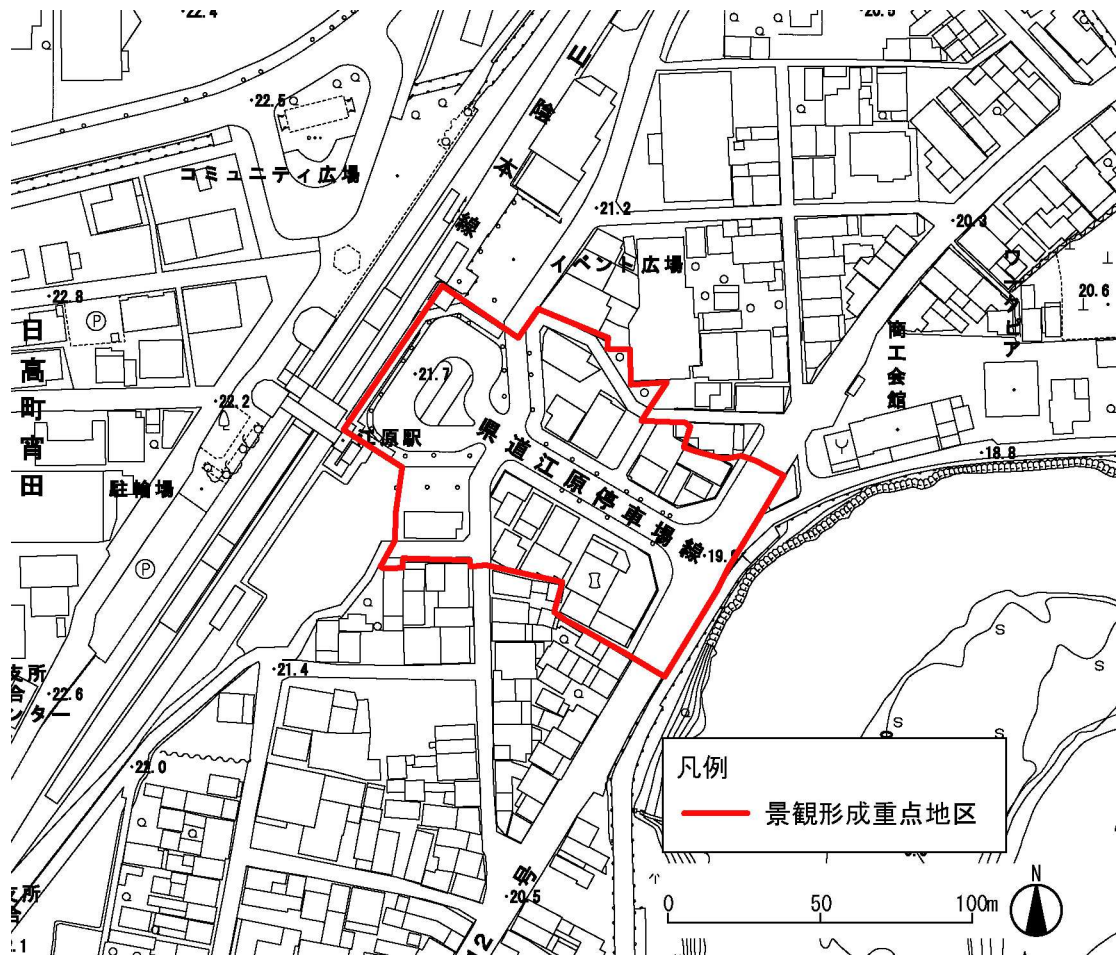


図 3.6 江原駅東景観形成重点地区の区域

②江原駅東景観形成重点地区の景観形成基準

表 3.8 江原駅東景観形成重点地区の景観形成基準

建築物	工作物	事項	景観形成基準	
○	○	形態・意匠	規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物の高さは12m以下とする。 ● 階数は2階建てから4階建てとする。
○	○		配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅通りでは、原則として壁面の位置を道路境界線から1.0m後退させる。 ● 隣接する家屋の壁面に揃え、まちなみの連続性に配慮する。
○	—		屋根	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋根形状は切妻を道路面とした勾配屋根とし、勾配は4.5寸以上とする。ただし、敷地形状によりこれにより難しい場合はこの限りではない。 ● 色調の範囲はマンセル色票系において色相がR（赤）系又はYR（橙）系とし、彩度10以下とする。
○	○		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ● ハーフティンバー（本骨造り）のデザインを基調とし、それを活かす意匠とする。ただし、建物用途によりこれにより難しい場合はこの限りではない。 ● 周辺との色調の連続性等に配慮し、色調の範囲はマンセル色票系において色相がYR（橙）系又はY（黄）系とし、彩度6以下とする。ただし、自然素材を使用する場合はこの限りではない。
○	—		柱・梁・斜材・建具等	<ul style="list-style-type: none"> ● 色調の範囲はマンセル色票系において色相がR（赤）系又はYR（橙）系で彩度4以下とする。
○	○		材料	<ul style="list-style-type: none"> ● 瓦屋根とする。 ● 壁面等には阿瀬子持ち石を積極的に使用する。
○	—		建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 空調設備等は、建築物と一体化させ、通りから見えにくいように設置する。やむを得ず壁面に設置する場合は、囲いや壁面と同色の仕上げを施すなどの措置を講ずる。 ● 駅前線、駅前広場、国道に面してシャッターを設ける場合は、シースルーシャッターにするなど景観的配慮に努める。
○	○		その他付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように設置する。やむを得ず突出して設置する場合は、まちなみ景観に配慮した意匠に努める。 ● 自動販売機の基調となる色彩は、けばけばしくないものとし、企業名、商品名等の広告面を極力控えるなど、まちなみ景観との調和に配慮する。 ● 屋上広告物は設置せず、建築物に付帯して設置する屋外広告物は、必要最小限の表示面積及び数とし、高原リゾートにふさわしい意匠、形状、色彩等とする。 ● 建築物の壁面に取り付ける突出広告物の高さは3.5mを標準とする。
○	○	その他	垣又は柵	<ul style="list-style-type: none"> ● 突出感・違和感を軽減する意匠とする。
○	○		植栽	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地内の植栽に努め、壁面後退した空地にはプランターを設置する。

3.6 屋外広告物の行為の制限に関する事項

1 屋外広告物の表示に関する基本方針

屋外広告物は、観光地や企業・店舗等の情報を多くの人々に伝達することができ、地域を活気づけ、賑わいを創出するために有効な手段の一つです。その一方で、屋外広告物はその大きさや使用する色彩、設置場所によっては、素晴らしい景観を阻害する要因となることもあります。本市においても、幹線道路を中心として自然景観にそぐわない屋外広告物が多く掲出されており、一部では良好な景観に影響を及ぼしている箇所も見受けられます。

本市では、自ら広告景観の施策を推進すべく、景観計画区域の屋外広告物の表示・掲出に関する方針を定めるほか、田園・集落景観を保全するため、景観計画における「やま・うみ・さとの区域」の屋外広告物の表示・掲出に関する方針もあわせて定めます。

1) 景観計画区域(市内全域)の共通方針

- 地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与する屋外広告物とし、表示面積及び設置数量を必要最小限とします。
- 建築物と一体となって表示・掲出する屋外広告物は、建築物のデザインや色彩との調和を図ります。
- 大規模建築物に表示・掲出する屋外広告物は、影響が広範囲に及ぶことがあるため、設置位置や規模等について十分配慮を行います。
- 幹線道路における沿道景観を阻害しないよう屋外広告物の掲出はできる限り控えめです。やむを得ず表示・掲出する場合は、掲出物件の意匠や形態、色彩等に配慮するとともに、屋外広告物の高さを抑えます。
- 屋外広告物が無秩序に表示されないよう設置場所に配慮し、規模や色彩が過剰とならないよう努めます。
- 道路上の立看板は控え、デザインや大きさ・色彩を工夫して快適なまち景観の創造に努めます。

2) やま・うみ・さとの区域の方針

- 山々に囲まれた田園や集落部では、のどかな自然・集落景観と調和した落ち着いたあつる屋外広告物とし、空間の一体性に配慮します。
- 海や川に面している場所では、開放的な自然景観を阻害しないよう、屋外広告物の掲出はできる限り控えめ、やむを得ず表示・掲出する場合は、自然的要素と調和した意匠や形態、色彩等に配慮します。
- 背景の山並みなど周辺の景観を阻害しないよう、屋外広告物の表示高さをできる限り低く抑えます。

2 区域区分の設定及び屋外広告物の表示に関する制限

総合的・計画的な広告景観の推進を図るために、屋外広告物法に基づく屋外広告物条例を制定し、現在の土地利用等に応じて区域区分を設定してそれぞれに許可基準を定めます。

1) 禁止地域

禁止地域は、原則として屋外広告物を表示・掲出することができない地域です。ただし、自家用広告物や案内誘導広告物など特定の屋外広告物については、一定規模以下の屋外広告物に限り許可を受けることで表示・掲出が可能となります。本市においては、景観計画で定める「やま・うみ・さとの区域」を禁止地域とし、兵庫県条例「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく環境形成区域及び自然公園法に基づく国立（国定）公園の区域並びに主要幹線道路沿いなどの地域を第1種から第3種の禁止地域として区分を行うことにします。また、景観計画で定める「まちの区域」においても、景観形成重点地区及び都市計画法で定められた中高層住居専用地域並びに低層住居専用地域については、住環境の保全と建築物との調和を図るため禁止地域とし、建築物の立地状況や土地利用により区域を区分します。

2) 許可地域

許可地域は、許可を受けることによって屋外広告物を表示・掲出することができる地域であり、許可基準を満たす屋外広告物の表示・掲出ができるなど、緩やかな制限がかけられている地域です。本市においては景観計画で定める「まちの区域」のうち、景観形成重点地区及び都市計画法で定められた中高層住居専用地域並びに低層住居専用地域を除く地域及び、「やま・うみ・さとの区域」の一部を許可地域とします。

3) 屋外広告物の表示に関する制限

禁止地域及び許可地域においては、屋外広告物及びこれを掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法について次に掲げる共通基準のほか、それぞれの地域や屋外広告物の種類ごとに市屋外広告物条例で個別基準を定めるものとします。

- 特に景観に配慮すべき地域又は場所にあつては、屋外広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を当該景観と調和したものとする。
- 屋外広告物の裏面及び側面並びに屋外広告物を掲出する物件にあつては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとする。
- ネオンサインその他照明を使用する屋外広告物等にあつては、昼間における美観の維持に必要な対策を講じる。
- 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む）又は反射光の強い塗料を使用しない。

3.7 広告景観モデル地区（行為の制限に関する事項）

1 広告景観モデル地区の指定方針

特徴的な景観を有し、また広告物と地域環境との調和を図ることが特に必要な地域については、屋外広告物条例に基づく「広告景観モデル地区」に指定し、地域と調和した良好な広告景観へ誘導します。広告景観モデル地区の指定にあたっては、景観計画で定める「景観形成重点地区」のほか、県の屋外広告物条例及び市の屋外広告物の表示に関する要綱により積極的に広告景観の誘導を図ってきた地区及び沿道を、次のとおり指定します。

- ① 出石城下町広告景観モデル地区
- ② 城崎温泉広告景観モデル地区
- ③ 江原駅東広告景観モデル地区
- ④ 神鍋高原広告景観モデル地区
- ⑤ 国道312号沿道広告景観モデル地区

2 広告景観モデル地区における基本方針と広告景観形成基準

「広告景観モデル地区」では、地域と調和した良好な広告景観をめざすため、地区ごとの個別方針と広告景観形成基準を次のように定めます。

1) 出石城下町広告景観モデル地区

① 出石城下町広告景観モデル地区の基本方針

山々に囲まれ、谷山川をはじめいくつかの水路が流れる豊かな自然環境や、今もなお伝統的な町家形式の家々や社寺、武家屋敷が建ち並ぶ歴史的な景観と調和した良好な広告景観の誘導を図ります。

- 地域の特徴ある建築物と調和させ、町家の連続性に考慮します。
- 伝統的様式を基本に、優れた質の高いデザインをめざします。
- 暖簾等の簡易^{のれん}広告物を利用し、まちの賑わいを演出します。

② 出石城下町広告景観モデル地区の区域

出石城下町広告景観モデル地区の区域は、景観計画で定める「出石城下町景観形成重点地区」の範囲とします。

③ 出石城下町広告景観モデル地区の広告景観形成基準(共通基準)

表 3.9 出石城下町広告景観モデル地区の広告景観形成基準(共通基準)

項目	広告景観形成基準
形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 電柱利用広告物、街灯利用広告物は設置しない。 ● 電光掲示板は設置しない。 ● 自家用広告物以外は、建て植えを基本とする。

項目	広告景観形成基準
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 単独の案内誘導広告物は設置しない。 ● 屋上広告物は設置しない。 ● 道路上に突出しない。 ● 置看板は路上に設置しない。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 総面積は10㎡以下とする。 ● 原則として、建植・壁面・庇・袖・置看板をそれぞれ1個以下とする。 ● 置看板を設置する場合は、できるだけコンパクトなものとする。
材料	<ul style="list-style-type: none"> ● 木・布・石等の素材を基本とする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 地色・文字色を含め、色数は3色以下とする。 ● 地色は低彩度色(低彩度色とは、マンセル色票系において、R、YR系の色相については彩度6以下、Y系の色相については彩度4以下、その他の色相については彩度2以下の色をいう。本モデル地区内において以下同じ。)とする。
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 店名表示を基本とし、メーカー広告・商品広告の表示を控える。
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ● 城下町としての歴史的町並みに調和するデザインを基本とする。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な広告物には照明を設置する。 ● 回転灯を利用した広告物は設置しない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 業種に応じた共通の表示を工夫する。 ● 自動販売機の壁面を利用した広告物は、町並みとの調和に配慮する。 ● 町家景観と調和が必要な場所にあつては、自動販売機の設置は控える。

④出石城下町広告景観モデル地区の広告景観形成基準(個別基準)

(1)自家用広告物

表 3.10 出石城下町広告景観モデル地区の広告景観形成基準(個別基準①)

項目	広告景観形成基準
建植広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として2車線道路沿道のみ可能とし、他の場所では掲出しない。 ● 道路境界より0.5m離す。 ● 高さは7m以下かつ屋根の軒先を超えない高さとする。 ● 面積は両面で10㎡以下、片面5㎡以下とする。 ● 原則として道路に直角に設置するものは、板面状による2面表示とする。 ● 建物の屋根と調和した屋根をつける。 ● 高彩度色(高彩度色とは、マンセル色票系において、彩度が10以上の色をいう。本モデル地区内において以下同じ。)は1色以下とし、アクセント色として使用する。 ● 店名、業種の表示を基本とする。
壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 2階の壁面以下とし、窓面をふさがない。 ● 面積は2㎡以下とする。 ● 原則として木質系の材料を使用する。 ● 地色は木の素材色とし、文字は低彩度色、または無彩色とする。
突出広告物 (庇看板)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2階以上の建物においては、1階庇の屋根上に設置する。 ● 原則として平屋建ての場合は設置しない。 ● 建物正面の中心または入口上部に設置する。 ● 2階窓面をふさがない位置・大きさとする。 ● 横幅は建物間口の1/2以下かつ3m以下とする。 ● 板面は木製とし、地色は素材色、文字色は低彩度色とする。 ● 建物の屋根と調和した屋根をつける。 ● 店名の表示を基本とする。 ● 外照式照明を設置する。

項目	広告景観形成基準
突出広告物 (袖看板)	<ul style="list-style-type: none"> ● 1階もしくは2階の庇の下に設置し、3階以上には設置しない。 ● 軒から突出させない。また、道路上にはみ出さない。 ● 1階に設置する場合は、道路境界より0.5m以上離す。 ● 板面は木製とし地色は素材色、文字色は低彩度色とする。 ● プラスチック等を使用する場合は、木枠を併用する。 ● 店名、業種の表示を基本とする。 ● 建物の屋根と調和した屋根をつける。
暖簾等	<ul style="list-style-type: none"> ● 店先には原則として暖簾を設置し、色は日本の伝統色に配慮したものとする。 ● のぼり・暖簾等の簡易広告物は、2階以上の高さに設置しない。 ● のぼり等による企業広告は掲載しない。
その他広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己敷地内に設置し、道路上に設置しない。 ● 日除けテントには原則として広告物を掲出しない。 ● ポスター類の掲出はできるだけ避ける。 ● 窓面はふさがないようにする。

(2) 管理用広告物・案内図板・案内誘導広告物

表 3.11 出石城下町広告景観モデル地区の広告景観形成基準(個別基準②)

項目	広告景観形成基準
管理用広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 形態は建て植えとし、高さは1.5m以下とする。 ● 個数は2個以下とし、面積はそれぞれ1㎡以下とする。 ● 地色は白またはこれに近い色とし、文字色は黒またはこれに近い色とする。 ● 屋根をつける。
案内図板	<ul style="list-style-type: none"> ● 形態は建て植えとし、高さは2m以下とする。 ● 面積は4㎡以下とする。 ● 公共案内図としての機能を持たせる。 ● 派手なデザインは避け、誘導広告と共存させる。 ● 屋根をつける。
案内誘導 広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 商店街等の誘導は公共サインと共存させる。 ● 単独の案内誘導広告物は設置しない。

2) 城崎温泉広告景観モデル地区

① 城崎温泉広告景観モデル地区の基本方針

本地区の中心に大谿川が流れ、川沿いの柳並木や玄武岩が積まれた護岸、城崎温泉の顔となっている木造建築物の旅館は、温泉町をそぞろ歩く人々に潤いと風格を与える要素となっていることから、「和」の町並みと調和した広告景観の誘導を図ります。

- 情緒溢れる温泉観光地を演出する広告景観をめざします。
- 周囲の山々の緑に配慮した広告景観をめざします。
- 木造建築物と調和した「和」のデザインを基本とし、「暖簾」等の簡易広告物を利用するなどしてまちの賑わいを演出します。
- 街灯や広告物の照明は暖かみと柔らかさがある光源色とし、「和の明かり」を演出する広告景観をめざします。

② 城崎温泉広告景観モデル地区の区域

城崎温泉広告景観モデル地区の区域は、景観計画で定める「城崎温泉景観形成重点地区」の範囲とします。

③ 城崎温泉広告景観モデル地区の広告景観形成基準(共通基準)

表 3.12 城崎温泉広告景観モデル地区の広告景観形成基準(共通基準)

項目	広告景観形成基準
形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 電柱利用広告物、街灯利用広告物は設置しない。 ● 電光掲示板は設置しない。 ● 自家用広告物以外は、建て植えを基本とする。
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋上広告物は設置しない。 ● 置看板は路上に設置しない。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 突出広告物を設置する場合は、できるだけ小さくする。 ● 置看板を設置する場合は、できるだけコンパクトなものとする。
材料	<ul style="list-style-type: none"> ● 木・布・石の材質を感じさせる素材を基本とする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 地色・文字色を含め、色数は3色以下とする。 ● 地色は、マンセル色票系において、彩度4以下とする。 ● 文字色は、マンセル色票系において、彩度6以下とする。
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 店名表示を基本とし、メーカー広告・商品広告の表示を控える。
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲の町並みと調和した「和」のデザインを基本とする。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な広告物には照明を設置する。 ● 光源が直接見えないようにする。 ● ネオンや点滅する照明は設置しない。 ● 暖かみのある光の色とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 業種に応じた共通の表示を工夫する。 ● 自動販売機の壁面を利用した広告物は、町並みとの調和に配慮する。

④ 城崎温泉広告景観モデル地区の広告景観形成基準(個別基準)

(1) 自家用広告物

表 3.13 城崎温泉広告景観モデル地区の広告景観形成基準(個別基準①)

項目	広告景観形成基準
建植広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 総面積は3㎡以下とする。 ● 主要な通り(上通りを除く)では、高さは3m以下かつ1階の軒先を超えない高さとする。 ● 上通りでは、高さ7m以下とする。 ● 個数は原則として1個以下とする。 ● 道路に直角に設置するものは、板面状による2面表示とする。 ● 高彩度色(高彩度色とは、マンセル色票系において、彩度が10以上の色をいう。本モデル地区内において以下同じ。)は1色以下とし、アクセント色として使用する。
壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物デザインとの一体性に配慮する。 ● 個数は原則として2個以内とする。 ● 主要な通り(駅通り・上通りを除く)では、面積は5㎡以下かつ壁面積の1/20以下とする。 ● 駅通り・上通りでは、面積は3㎡以下かつ壁面積の1/20以下とする。 ● 原則として木質系の材料を使用する。
突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 個数は原則として2個以内とする。 ● 掲出位置は2階以下とし、できる限り道路上に突出しない。 ● 面積は1面1㎡以下、総面積2㎡以下とする。 ● 原則として木質系の材料を使用する。やむを得ず、プラスチック等を使用する場合は、木枠を併用する。
暖簾等	<ul style="list-style-type: none"> ● 店先にはできるだけ暖簾を設置し、色は日本の伝統色に配慮したものとする。 ● のぼりによる企業広告は掲載しない。

項目	広告景観形成基準
その他広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己敷地内に設置し、道路上に設置しない。 ● 日除けテントには原則として広告物を掲出しない。 ● ポスター類の掲出はできるだけ避ける。 ● 窓面はふさがないようにする。

(2) 管理用広告物・案内図板・案内誘導広告物

表 3.14 城崎温泉広告景観モデル地区の広告景観形成基準(個別基準②)

項目	広告景観形成基準
管理用広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さは1.5m以下、個数は2個以下とし、面積はそれぞれ1㎡以下とする。 ● 地色は白またはこれに近い色とし、文字色は黒またはこれに近い色とする。 ● 屋根をつける。
案内図板	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さは2m以下、面積は4㎡以下とする。 ● 公共案内図としての機能を持たせる。 ● 派手なデザインは避け、誘導広告と共存させる。 ● 屋根をつける。
案内誘導 広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 商店街等の誘導は公共サインと共存させる。 ● 単独の案内誘導広告物は設置しない。

3) 江原駅東広告景観モデル地区

① 江原駅東広告景観モデル地区の基本方針

本地区は神鍋高原の玄関口として整備され、高原リゾート地をイメージしたまちなみとして建築物に統一感が見られることから、「洋風」の建築物と調和した広告景観の誘導を図ります。

- 掲出する広告物はコンパクトにし、開放的な高原リゾート地の雰囲気演出する広告景観をめざします。
- 高原リゾートのさわやかなイメージとするため、建築物と調和した壁面又は突出広告物とします。
- 照明は点滅する光源を利用せず、柔らかさが感じられる光源色を利用するなどして駅前としての賑わいを演出します。

② 江原駅東広告景観モデル地区の区域

江原駅東広告景観モデル地区の区域は、景観計画で定める「江原駅東景観形成重点地区」の範囲とします。

③ 江原駅東広告景観モデル地区の広告景観形成基準(共通基準)

表 3.15 江原駅東広告景観モデル地区の広告景観形成基準(共通基準)

項目	広告景観形成基準
形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 電柱利用広告物、街灯利用広告物は設置しない。 ● 自家用広告物以外は、建て植えを基本とする。
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋上広告物は設置しない。 ● 道路上に突出しない。 ● 置看板は路上に設置しない。

項目	広告景観形成基準
規模	● 突出広告物を設置する場合は、できるだけ小さくする。
材料	● 木・石の材質を感じさせる素材を基本とする。
色彩	● 地色・文字色を含め、色数は3色以下とする。 ● 地色は低彩度色(低彩度色とは、マンセル色票系において、R、YR系の色相については彩度6以下、Y系の色相については彩度4以下、その他の色相については彩度2以下の色をいう。本モデル地区内において以下同じ。)とする。
表示内容	● 店名表示を基本とし、メーカー広告・商品広告の表示を控える。
デザイン	● 建物と調和したデザインを基本とする。
照明	● 主要な広告物には照明を設置する。
その他	● 業種に応じた共通の表示を工夫する。 ● 自動販売機の壁面を利用した広告物は、まち並みとの調和に配慮する。

④ 江原駅東広告景観モデル地区の広告景観形成基準(個別基準)

(1) 自家用広告物

表 3.16 江原駅東広告景観モデル地区の広告景観形成基準(個別基準①)

項目	広告景観形成基準
建植広告物	● 総面積は3㎡以下とする。 ● 道路境界より0.5m離す。 ● 高さは5m以下かつ屋根の軒先を超えない高さとする。 ● 個数は原則として1個以下とする。 ● 道路に直角に設置するものは、板面状による2面表示とする。 ● 高彩度色(高彩度色とは、マンセル色票系において、彩度が10以上の色をいう。本モデル地区内において以下同じ。)は2色以下とし、アクセント色として使用する。
壁面広告物	● 建物デザインとの一体性に配慮する。 ● 個数は原則として2個以内とする。 ● 面積は5㎡以下かつ壁面積の1/20以下とする。 ● 高彩度色は2色以下とし、アクセント色として使用する。
突出広告物	● 個数は原則として2個以内とする。 ● 掲出位置は3.5mを標準とする。 ● 面積は1面1㎡以下、総面積2㎡以下とする。 ● 高彩度色は2色以下とし、アクセント色として使用する。

(2) 管理用広告物・案内図板・案内誘導広告物

表 3.17 江原駅東広告景観モデル地区の広告景観形成基準(個別基準②)

項目	広告景観形成基準
管理用広告物	● 高さは1.5m以下、個数は2個以下とし、面積はそれぞれ1㎡以下とする。 ● 地色は白またはこれに近い色とし、文字色は黒またはこれに近い色とする。
案内図板	● 高さは2m以下、面積は4㎡以下とする。 ● 公共案内図としての機能を持たせる。 ● 派手なデザインは避け、誘導広告と共存させる。
案内誘導 広告物	● 単独の案内誘導広告物は設置しない。

4) 神鍋高原広告景観モデル地区

① 神鍋高原広告景観モデル地区の基本方針

本地区は、氷ノ山後山那岐山国定公園及び但馬山岳県立自然公園に指定され、いくつかの集落で構成されている居住地域があるほか、民宿やペンション等も多く、冬はスキー、夏はキャンプ等四季を通じて自然と親しむことのできるスポーツ・レクリエーションの拠点となっていることから、住環境と調和した高原型の観光レクリエーションリゾート地として環境に調和した広告景観の誘導を図ります。

- 高原リゾート地の雰囲気演出するさわやかで美しい広告景観をめざします。
- 神鍋高原の開放的な空間を守るため、設置位置の工夫を行うとともに、高さ・大きさをコンパクトな屋外広告物とします。
- 四季変化する山や高原の豊かな自然環境に十分に考慮した広告景観をめざします。
- 一つのリゾート地として一体的なデザイン化を図り、わかりやすく機能的な広告景観をめざします。

② 神鍋高原広告景観モデル地区の区域

神鍋高原広告景観モデル地区の区域は、これまでの県の取り組みを踏まえ、次の図の区域とします。



図 3.7 神鍋高原広告景観モデル地区の区域

③ 神鍋高原広告景観モデル地区の広告景観形成基準(共通基準)

表 3.18 神鍋高原広告景観モデル地区の広告景観形成基準(共通基準)

項目	広告景観形成基準
形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 電柱利用広告物、街灯利用広告物は設置しない。 ● 自家用広告物以外は、建て植えを基本とする。
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋上広告物は設置しない。 ● 道路上に突出しない。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 総面積は 10 m²以下とする。 ● 個数は3個以下とする。 ● 集落内の掲出にあつては、コンパクトなものとなるよう配慮する。

項目	広告景観形成基準
材料	● 劣化や腐食しにくい材料を使用する。
色彩	● 地色・文字色を含め、色数は3色以下とする。 ● 地色は低彩度色(低彩度色とは、マンセル色票系において、R、YR、Y系の色相については彩度4以下、その他の色相については彩度2以下の色をいう。本モデル地区内において以下同じ。)又は素材色とする。
表示内容	● 店名表示を基本とし、メーカー広告・商品広告の表示を控える。
デザイン	● 民宿に掲出される広告物は、和風で控えめなものとする。 ● ペンション等に掲出されるものは、建物と調和したものとする。 ● 広告物の裏面も景観的な配慮を行う。
その他	● 業種に応じた共通の表示を工夫する。

④ 神鍋高原広告景観モデル地区の広告景観形成基準(個別基準)

(1) 自家用広告物

表 3.19 神鍋高原広告景観モデル地区の広告景観形成基準(個別基準①)

項目	広告景観形成基準
建植広告物	● 個数は原則として1個以下とする。 ● 高さは5m以下とする。 ● 地色は低彩度色又は素材色とする。 ● 高彩度色(高彩度色とは、マンセル色票系において、彩度が10以上の色をいう。本モデル地区内において以下同じ。)は1色以下とし、アクセント色として使用する。 ● 面積は片面4㎡以下、両面8㎡以下とする。
壁面広告物	● 個数は原則として2個以下とする。 ● 地色は建物と同系色又は調和した素材色を使用する。 ● 高彩度色は1色以下とし、アクセント色として使用する。
突出広告物	● 1階又は2階に設置し、3階以上には設置しない。 ● 建物端部に設置する。 ● 個数は原則として1個以下とする。
その他広告物	● 広告幕・置看板は設置しない。 ● アドバルーン・のぼり・旗は、恒常的な掲出は避け、イベント時のみとする。

(2) 管理用広告物・案内図板・案内誘導広告物

表 3.20 神鍋高原広告景観モデル地区の広告景観形成基準(個別基準②)

項目	広告景観形成基準
管理用広告物	● 高さは1.5m以下、個数は2個以下とし、面積はそれぞれ1㎡以下とする。 ● 地色は白またはこれに近い色とし、文字色は黒またはこれに近い色とする。
案内図板	● 高さは3m以下とし、面積は3㎡以下とする。 ● 相互間距離を5m以上確保する。 ● 案内図に描かれる地図は図案化したり、鳥瞰図とする等とし、しゃれたデザインとする。 ● 高彩度色は1色以下とし、アクセント色としてのみ使用する。 ● 原則として外照式の照明を設置する。
案内誘導 広告物	● 集合広告物は高さ3m以下かつ総面積6㎡以下、単独掲出の広告物は高さ3m以下、総面積2㎡以下とする。 ● 単独の案内誘導は3箇所以下とし、分岐点等必要な箇所のみとする。 ● 単独での掲出はできるだけ避け、他の案内誘導広告と供架させる。 ● デザイン・表示内容は他の案内誘導広告と統一感のあるものとする。 ● 集落地内において設置する場合は、地色を低彩度色とする。 ● 高彩度色は1色以下とし、アクセント色としてのみ使用する。 ● 表示内容は施設名称、方向、距離とする。 ● 照明を設置する場合は外照式とする。

5) 国道 312 号沿道広告景観モデル地区

① 国道 312 号沿道広告景観モデル地区の基本方針

市を南北に流れる円山川沿いを並行している国道 312 号及び県道 3 号沿道には、豊岡盆地を取り囲む山々や円山川など豊岡らしい風景が見られることから、この豊かな自然に恵まれた風景を活かした広告景観の誘導を図ります。

- 円山川との関係を重視した、おおらかで清々しい広告景観をめざします。
- 市街地ではまちの賑わいを演出するなど、地域の魅力が感じられる変化に富む沿道景観をめざします。
- 山並み景観のスカイラインを守り、両側を山々に囲まれた豊岡らしい雄大で自然豊かな風景を保全します。

② 国道 312 号沿道広告景観モデル地区の区域

国道 312 号沿道広告景観モデル地区の区域は、これまでの取り組み及び県の広域景観形成地域の方針に基づき、次の図に示す国道 312 号及び県道 3 号の沿道とし、範囲は路端から 100m の区域とします。

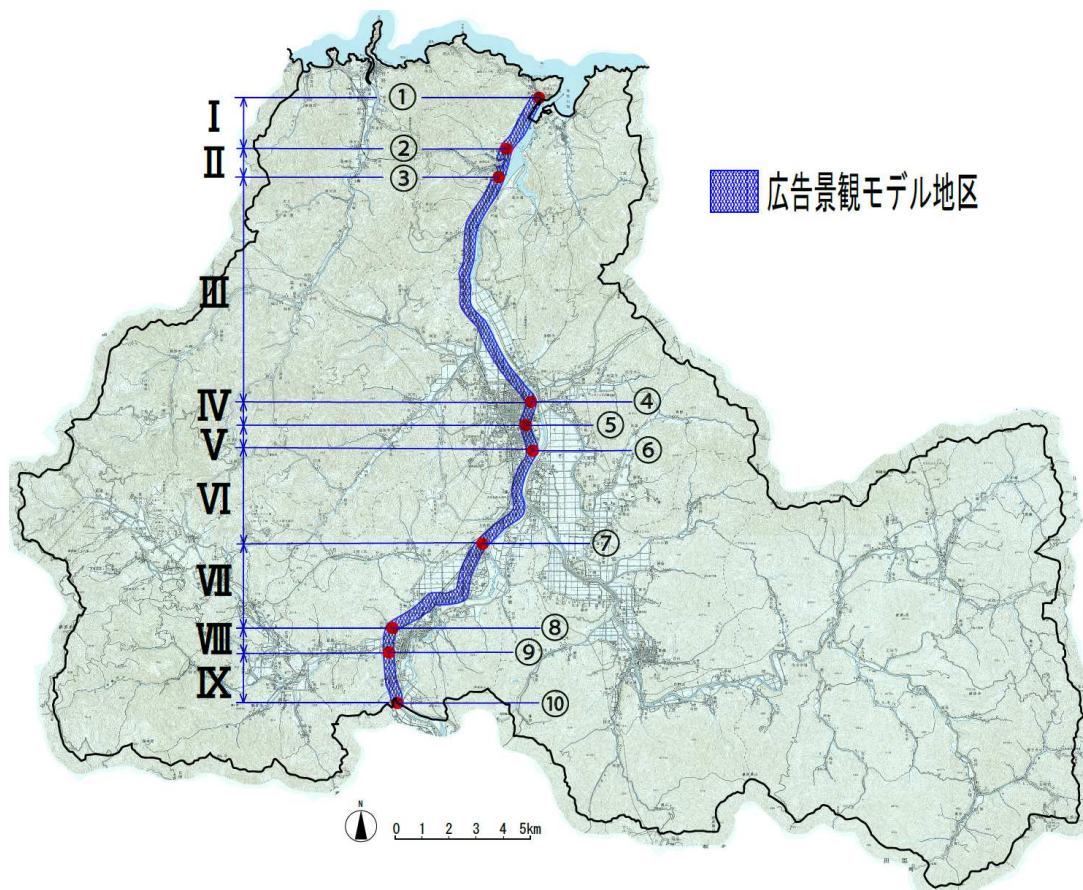


図 3.8 国道 312 号沿道広告景観モデル地区の区域

③ 国道312号沿道広告景観モデル地区のエリア区分と区域界の場所

表 3.21 国道312号沿道広告景観モデル地区のエリア区分と区域界の場所

エリア	番号	場所
I 川	①	瀬戸地内 瀬戸交差点
	②	城崎町桃島地内 まちの区域境
II 歴史的市街地	②	城崎町桃島地内 まちの区域境
	③	城崎町今津地内 まちの区域境
III 川	③	城崎町今津地内 まちの区域境
	④	元町地内 まちの区域境
IV 市街地	④	元町地内 まちの区域境
	⑤	京町地内 豊岡市民会館前交差点
V 歴史的市街地	⑤	京町地内 豊岡市民会館前交差点
	⑥	塩津町地内 まちの区域境
VI 川	⑥	塩津町地内 まちの区域境
	⑦	日高町西芝地内 八代川との交点
VII 集落・田園	⑦	日高町西芝地内 八代川との交点
	⑧	日高町祢布地内 まちの区域境
VIII 市街地	⑧	日高町祢布地内 まちの区域境
	⑨	日高町岩中地内 まちの区域境
IX 集落・田園	⑨	日高町岩中地内 まちの区域境
	⑩	豊岡市と養父市の行政境

④ 国道312号沿道広告景観モデル地区の広告景観形成基準(共通基準)

表 3.22 国道312号沿道広告景観モデル地区の広告景観形成基準(共通基準)

エリア	項目	広告景観形成基準
全域	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等の壁面や屋上を利用する広告物等(壁面広告物等)にあつては、道路と直交する壁面等への表示又は設置を控えるとともに、窓面をふさがない。 ● 2階以下に表示又は設置する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 地色(建築物等の壁面等が地となる場合を含む。以下同じ。)はけげばしくならないものとし、その範囲はマンセル色票系において概ね次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) R、YR系の色相を使用する場合は彩度6以下 (2) Y系の色相を使用する場合は彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は彩度2以下
	形状	<ul style="list-style-type: none"> ● 長方形を基本とする。ただし、材質に自然素材を用いる場合はこの限りではない。 ● 建て植えるものにあつて、一敷地に複数表示又は設置する場合は集合化とする。やむを得ず集合化できない場合は、意匠をそるえる等の工夫をする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 電光掲示板やLED等それ自体が発光するものの使用は控える。 ● 建て植えるものにあつて電照式とする場合は外照式とする。 ● 広告旗については、必要最小限の期間の表示又は設置にとどめ、適切に管理する。 ● 壁面広告物等の表示内容については、店名又は業種のみとする。

⑤ 国道312号沿道広告景観モデル地区の広告景観形成基準(エリア個別基準)

表 3.23 国道 312 号沿道広告景観モデル地区の広告景観形成基準(エリア個別基準)

エリア	項目	広告景観形成基準
市街地	位置・高さ	● 広告旗等動く広告物等は表示又は設置を控え、2階以上には表示又は設置しないものとする。
	意匠	● 壁面広告物等は原則として切り文字表示とし、やむを得ない場合は看板地色を外壁と同系色又は調和する色とする。 ● 建て植えるもの、突出広告物にあっては、周囲の景観に配慮した枠を設ける。
	色彩	● 高彩度色(高彩度色とは、マンセル色票系においてR、YR系の色相については彩度6を、Y系の色相については彩度4を、その他の色相については彩度2を超えるものをいう。本モデル地区内において以下同じ。)は2色以下とし、アクセント色として使用する。 ● 地色は、けばけばしくならないものとし、建物や周囲の景観と調和した色彩とする。
	形状	● 建て植えるもの、突出広告物にあっては、縦長長方形を基本とする。 ● 屋上広告物は、下地に格子等を使用するなど周辺景観に配慮する。
歴史的市街地	位置・高さ	● 広告旗等動く広告物等は表示又は設置を控え、2階以上には表示又は設置しないものとする。
	意匠	● 建て植えるものにあつては、屋根を設けたり、格子、行灯等伝統的形態とする。 ● 壁面広告物等は格子、行灯等の伝統的形態とする。また、原則として切り文字表示とし、やむを得ない場合は地色を外壁と同系色又は調和する色とする。 ● 突出広告物は縦長長方形を基本とし、各店舗とも表示内容、意匠について整序に努める。
	色彩	● 高彩度色は1色以下とし、アクセント色として使用する。 ● 地色はけばけばしくならないものとし、その範囲はマンセル色票系において概ね次のとおりとする。 ※YR系またはY系、明度5以上9以下、彩度4以下
	材料	● 木・石を感じさせる材質を使用する。
田園・集落	位置・高さ	● 広告旗等動く広告物等は表示又は設置を控え、2階以上には表示又は設置しないものとする。
	意匠	● 周囲の景観に配慮した枠を設けるとともに、その枠は間伐材等を使用した木製とする。 ● 壁面広告物等は原則として切り文字表示とし、やむを得ない場合は看板地色を外壁と同系色又は調和する色とする。
	色彩	● 高彩度色は2色以下とし、アクセント色として使用する。
	材料	● 木・石を感じさせる材質を使用する。
川	位置・高さ	● 広告旗等動く広告物等は表示又は設置を控え、2階以上には表示又は設置しないものとする。
	意匠	● 建て植えるものにあつては、屋根を設けたり、格子など伝統的形態を使用する。
	色彩	● 文字等に使用する色彩については、高彩度色は2色以下とし、アクセント色として使用する。
	材料	● 建て植えるものにあつては、木・石を感じさせる材質を使用する。

3.8 その他景観法に基づく主な事項

1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

本市においては、歴史的に価値のある建造物等を、重要文化財、県指定文化財、市指定文化財として登録・指定し、その保存を行っています。これらの中には歴史的に価値があるだけでなく、市民に親しまれる地域のシンボルなど景観上重要な要素となっているものもあることから、良好な景観を守るために必要な建造物や樹木を景観重要建造物及び景観重要樹木に指定するため、景観法第8条第2項第3号の規定に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針を以下のとおり定めます。

なお、景観重要建造物及び景観重要樹木は、いずれも公共の場から望見することのできるものを指定の対象とします。ただし、重要文化財、史跡名勝天然記念物として指定または仮指定された建造物や樹木は指定しません。

1) 景観重要建造物の指定の方針

次に示す特徴を持つ建造物について、所有者の意見を聴いた上で景観重要建造物として指定します。

- ◇ 地域の景観を特徴付けている建造物
- ◇ 歴史的、文化的又は建築学上から価値のある建造物
- ◇ 市民に親しまれている建造物
- ◇ 良好な景観の形成のために市長が必要と認める建造物

2) 景観重要樹木の指定の方針

次に示す特徴を持つ樹木について、所有者の意見を聴いた上で景観重要樹木として指定します。

- ◇ 地域の景観を特徴付けている樹木
- ◇ 地域の自然、歴史、文化などから見て、価値が高いと認められる樹木
- ◇ 市民に親しまれている樹木
- ◇ 良好な景観の形成のために市長が必要と認める樹木

2 景観重要公共施設の整備に関する事項

本市の景観の骨格を成し主要な景観の構成要素となっている道路、公園、河川、漁港等の公共施設や歴史的なまちなみとの調和が求められる公共施設、地域の顔となるような公共施設を、景観法第8条第2項第4号ロで定める景観重要公共施設の候補として選定し、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設として位置づけることを検討します。

3 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

景観農業振興地域整備計画とは、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、対象とする区域内における土地の農業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備および開発に関する事項、農用地等の保全に関する事項、農業の近代化のための施設の整備に関する事項について一体的に定めるものです。

本市の美しい田園や農山村の保全と向上を図るため以下の事項が求められる場合、地域住民の気運と要望が高まるなど必要な段階で、景観法第55条第1項で定める景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

- ◇ 水田及び棚田などの農地の形状や構造が貴重な景観要素となっており、丘陵地や河川、集落地等と調和した良好な景観が保たれ、今後とも保全・継承が求められる場合。
- ◇ 歴史的資源・文化的資源などと調和し、一体的に良好な景観が保たれており、今後とも保全・継承が求められる場合。
- ◇ 景観作物の栽培などで交流人口の拡大につながる取り組みを推進しており、今後ともその活動を継続していく場合。
- ◇ 農村景観や山並みと調和する農業生産基盤整備を推進する場合。
- ◇ 担い手不足等による耕作放棄地が増加しており、対応が求められる場合。